

埼玉県青少年健全育成条例の概要 (携帯電話端末等による有害情報閲覧防止措置関係)

1 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置（条例第 21 条の 4）

(1) 保護者は、青少年が利用する携帯電話インターネットの契約を行う際に、フィルタリングサービスを利用しない申出をする時には、規則で定める理由などを記載した書面を携帯電話インターネット事業者に提出しなければなりません。（条例同条第 1 項）

ア フィルタリングサービスを利用しない正当な理由（規則第 7 条第 1 項）

- ① 青少年が就労し、業務上必要な場合
- ② 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、日常生活に支障が生じる場合
- ③ 保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧することがないようにする場合

イ 届出事項（規則第 7 条第 2 項）

アの正当な理由のほか、次の事項

- ① 申出年月日
- ② 保護者の氏名
- ③ 保護者の電話番号

(2) 携帯電話インターネット事業者は、青少年が利用する携帯電話インターネットの契約を行う際に、青少年又はその保護者に対して規則で定める内容の口頭説明及び説明書の交付を行わなければなりません。（条例同条第 2 項）

ア 契約の締結に当たって説明すべき事項（規則第 8 条）

- ① 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。
- ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- ③ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、上記（1）アのとおり理由が必要であること。

(3) 携帯電話インターネット事業者は、契約期間中又は規則で定める日まで、保護者から提出された上記（1）の書面等を保存し、又は規則で定める事項が記載された書面若しくは規則で定める記録媒体を保存しなければなりません。（条例同条第 3 項）

ア フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面等の保存（規則第 9 条）

- ① 規則で定める日は、青少年が 18 歳に達する日とする。
- ② 規則で定める事項は、正当な理由、申出年月日、保護者の氏名、保護者の電話番号とする。
- ③ 規則で定める記録媒体は、電磁的記録媒体とする。

2 施行期日 平成 22 年 10 月 1 日